

(2) 課税対象とならない軽油に関する調

| 区分 | 免税軽油使用者数等 | 数量 (k L) |
|--|--|---|
| 法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除) | | |
| 輸出 課税済 小計 (A) | 1 39 40 | 110 36,815 36,925 |
| 船舶 自衛隊(機械等) 鉄道用車両または軌道用車両 農業等 林業等 セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く) 生コンクリート製造業 鉱物の採掘事業 とび・土木工事業 鉱さいバランス製造業 港湾運送業 倉庫業 貨物運送取扱事業等 航空運送サービス業 廃棄物処理事業 木材加工業 木材市場業 たい肥製造業 索道事業 小計 (B) | 739 0 0 5,050 16 15 0 29 10 0 5 1 0 0 7 16 4 0 3 | 4,391 0 0 4,489 805 220 0 3,805 652 0 483 1 0 0 0 158 559 56 0 158 5,895 |
| アメリカ合衆国軍隊関係 (C) | 1 | 1 |
| 外国公館等の暖房用ボイラー関係 (D) | 0 | 0 |
| 合計 (A)+(B)+(C)+(D) | 5,936 | 52,703 |

(注)法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和7年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。